

第1回水先人の人材確保・育成等に関する検討会

議事次第

1. 日時 平成27年4月30日（木）14：00～
2. 場所 都道府県会館 4階 402号会議室
3. 次第
 - （1）開会挨拶
 - （2）議事
 - ① 検討会の目的、スケジュール等
 - ② 水先人の確保・育成等の現状
 - ③ 関係者からの説明
 - （ア）日本水先人会連合会
 - （イ）（一社）日本船主協会
 - ④ その他

配付資料一覧

資料 1	検討会の目的、スケジュール等	1
資料 2	水先人の員数及び水先実績	4
資料 3	水先人の就業状況	5
資料 4	水先人の年齢構成	8
資料 5	水先人の廃業・就業予測	11
資料 6	水先人の免許制度	12
資料 7	水先人養成支援制度	13
資料 8	水先人が負う法令上の責任及びその責任制限	14
資料 9	他の土業における過疎地対策	16
資料 10	シンガポールにおける水先業務の調査結果	17
資料 11	水先人試験（学術試験）	19
資料 12	水先区等の設定の考え方	20
資料 13	水先料金の体系	21
資料 14	日本水先人会連合会からの説明資料	22
参考資料 1	養成支援対象者の現況	30
参考資料 2	水先制度の改革（H19）	37

以上

検討会の目的・スケジュール等

1. 検討会の目的

- ・ 水先業務は、船舶の交通の安全を確保する国際的な制度であり、それを支える水先人は重要な役割を担っているが、水先人を安定的に確保・育成する観点から課題が生じている。
- ・ 水先人の主な供給源である日本人船長が減少するとともに、若年の船長未経験者の水先人養成のために導入した3級水先人資格の取得者も伸び悩んでいる。一方、高齢化する水先人の廃業が進展していく状況にある。加えて、全国35水先区のうち、2～3人の小規模水先区の水先人の確保も、年々困難さを増している。
- ・ このままでは、将来必要となる水先人が十分確保できない状況が生ずる可能性があることから、国として、関係者ととともに、検討会を設置し対策の検討を行う。

2. 検討会の委員

別添1のとおり。

3. 検討のスケジュール（案）

隔月開催のペースで検討を進め、年度内にとりまとめ。（別添2）

4. 検討会の運営

- (1) 検討会の運営の透明性の確保を図るため、原則として議事概要及び資料を公開する。ただし、会議自体は、忌憚無い活発なご意見を頂き、円滑で効率的な検討を進めるため、原則、非公開とする。
- (2) 議事概要は速やかに公開する。ただし、議事概要の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、座長は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 構成員が欠席の場合又は構成員に代わり説明する場合は、その代理者が出席して意見を述べ又は説明を行うことができる。
- (4) その他必要な事項は、検討会でその都度決定する。

水先人の人材確保・育成等に関する検討会 委員名簿
(五十音順、敬称略)

- 赤峯 浩一 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
池谷 義之 全日本海員組国際局長
今津 隼馬 東京海洋大学名誉教授
太田 秀男 日本内航海運組合総連合会船員対策委員会委員
◎ 落合 誠一 東京大学名誉教授
小野 芳清 (一社) 日本船主協会理事長
門野 英二 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
小島 茂 (一社) 日本船長協会会長
佐々木 功 日本水先人会連合会副会長
根本 正昭 (一社) 日本船主協会港湾委員会委員
○ 羽原 敬二 関西大学政策創造学部教授
福永 昭一 日本水先人会連合会会長
前田 耕一 外国船舶協会専務理事
松浦 安洋 酒田水先区水先人会会長
八木 嘉幸 海技大学水先教育センター副センター長
山崎 正敏 日本水先人会連合会水先業務研究委員会委員長
山田 登 内海水先区水先人会会長
渡部 典正 (公社) 日本海難防止協会専務理事

【国土交通省】

- 森重 俊也 海事局長
松原 裕 大臣官房審議官 (海事)
吉永 隆博 海事局海技課長
大橋 伴行 海事局総務課次席海技試験官
石田 康典 海事局海技課企画調整官
前田 良平 海事局海技課水先業務調整官
小池慎一郎 港湾局計画課港湾計画審査官 (オブザーバー)
伊丹 潔 海上保安庁交通部安全課長 (オブザーバー)

【(一財) 海技振興センター】

- 伊藤 鎮樹 理事長
山内 一良 常務理事
古田 幸信 常務理事
庄司 新太郎 技術・研究部長

(注) 「◎」は座長、「○」は座長代理

検討会 スケジュール（案）

検討会	議題	関連調査・調整
第1回 4月30日	1. 検討会設置、進め方 2. 現状と課題（説明） ・日本水先人会連合会 ・（一社）日本船主協会	5～6月 水先区現地ヒアリング （実施主体） ・海事局 （訪問先）
第2回 6～7月	1. 課題の整理 2. 水先区現地ヒアリング（報告） 3. 欧州現地調査（報告） 4. 課題の解決に向けた対策（審議）	・内海水先区 ・小規模水先区 ・3級水先人 6～7月 欧州現地調査 （実施主体） ・海技振興センター （訪問先） ・サザンプトン ・アントワープ
第3回 8～9月	1. 水先区現地ヒアリング（報告） 2. 課題解決に向けた対策及び整理 （審議）	
第4回 10～11月	1. 水先区現地ヒアリング（報告） 2. 課題解決に向けた対策及び整理 （審議）	
第5回 1月	1. 水先人全体へ説明（報告） 2. 検討会とりまとめ案（審議）	10～11月 水先人全体へ説明
第6回 3月	1. 検討会とりまとめ（審議）	

水先人の員数及び水先実績

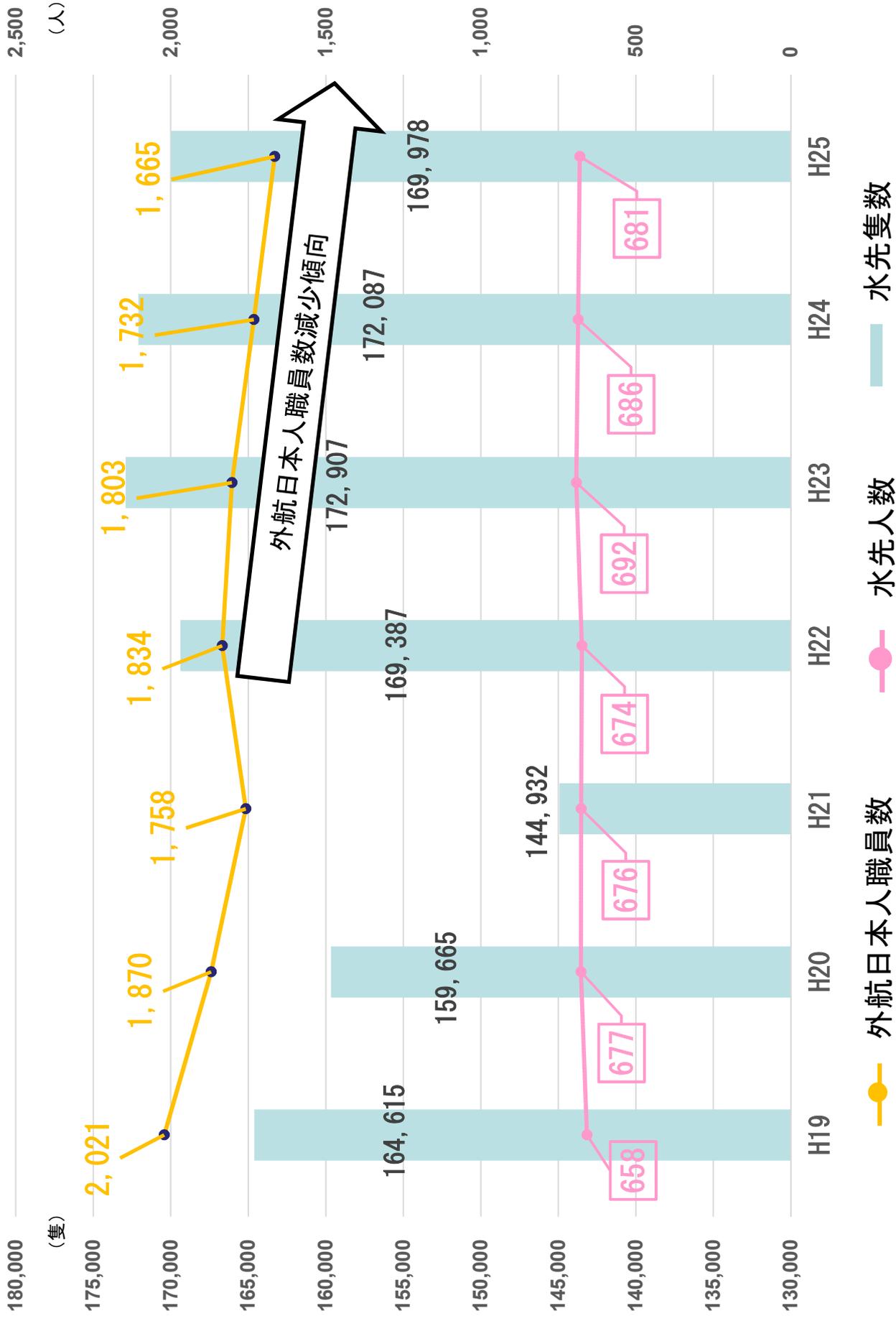
水先区	水先人の員数			水先実績（平成25年度）	
	H25年度末	平均年齢	省令最低員数	隻数	1人あたりの隻数
釧路	3	66.0	1	335	112
苫小牧	6	58.0	2	1,125	188
室蘭	4	66.7	1	886	222
函館	3	62.7	1	188	63
小樽	3	64.0	1	75	25
留萌	2	65.0	1	52	26
八戸	2	63.5	1	462	231
釜石	2	64.0	1	88	44
仙台湾	5	63.6	2	954	191
秋田船川	2	67.0	1	411	206
酒田	2	67.0	1	174	87
小名浜	4	62.5	1	588	147
鹿島	8	63.9	2	3,004	376
東京湾	174 (17)	61.7	87	57,826	332
新潟	4	63.8	2	644	161
伏木	3	61.3	1	334	111
七尾	3	67.3	1	245	82
田子の浦	2	67.5	1	252	126
清水	4	66.8	2	1,334	334
伊勢三河湾	114 (10)	61.9	58	28,573	251
尾鷲	2	64.0	1	26	13
舞鶴	2	66.5	1	225	113
和歌山下津	5	63.8	2	1,437	287
大阪湾	106 (9)	61.5	51	24,530	231
内海	149 (14)	62.2	58	30,711	206
境	2	63.5	1	215	108
関門	38 (3)	62.3	13	10,605	279
小松島	2	67.0	1	86	43
博多	5	66.8	3	2,020	404
佐世保	4	64.5	1	625	156
長崎	3	66.3	1	362	121
島原海湾	4	68.5	1	958	240
細島	2	67.0	1	201	101
鹿児島	3	63.3	1	202	67
那覇	4	63.8	1	412	103
全水先区合計	681 (53)	62.3	305	170,165	250

■ は、強制水域を含む水先区。

()内の人数は、三級水先人の員数(内数)

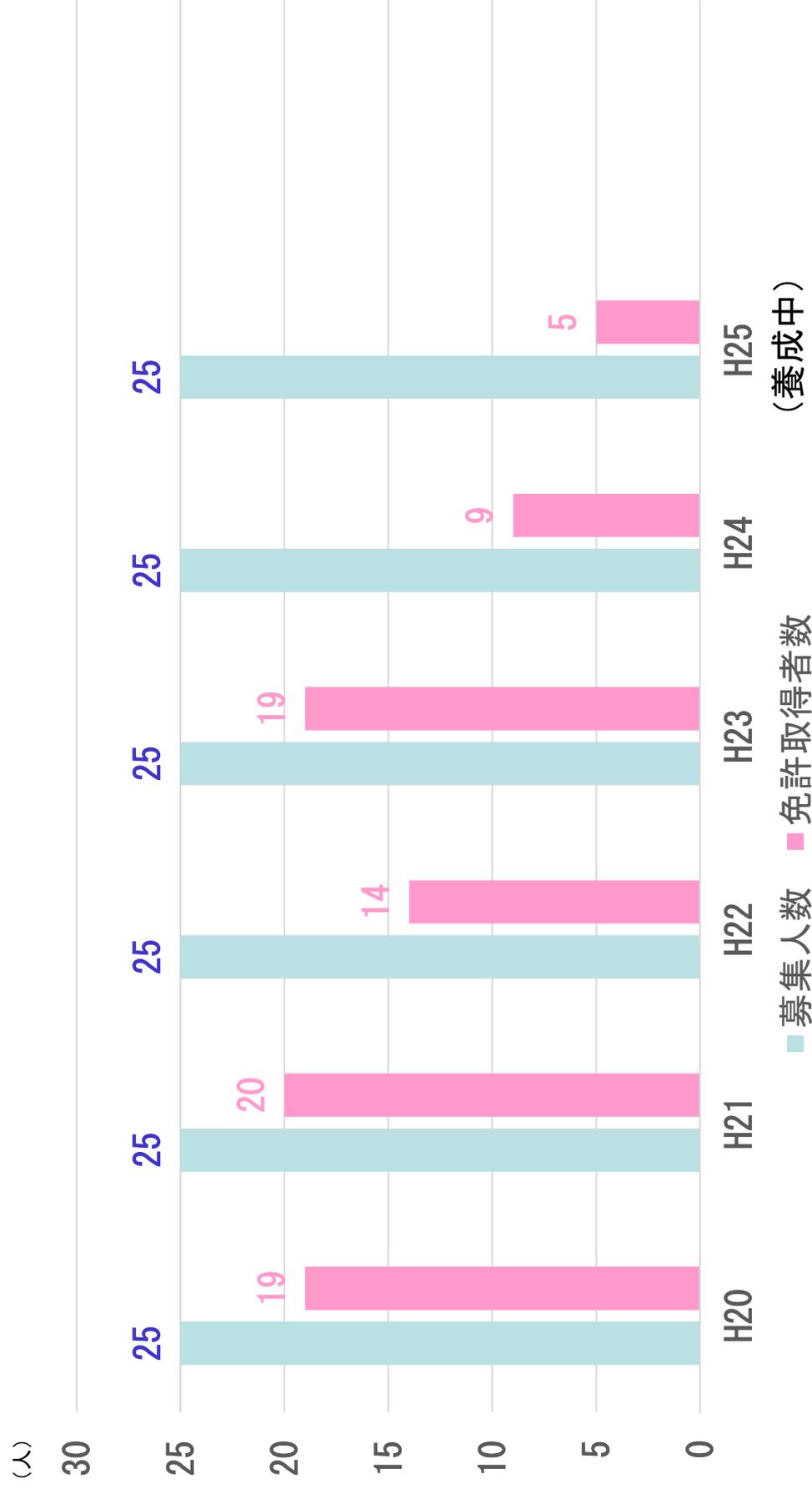
主な供給源である外航日本人職員数の推移

資料3



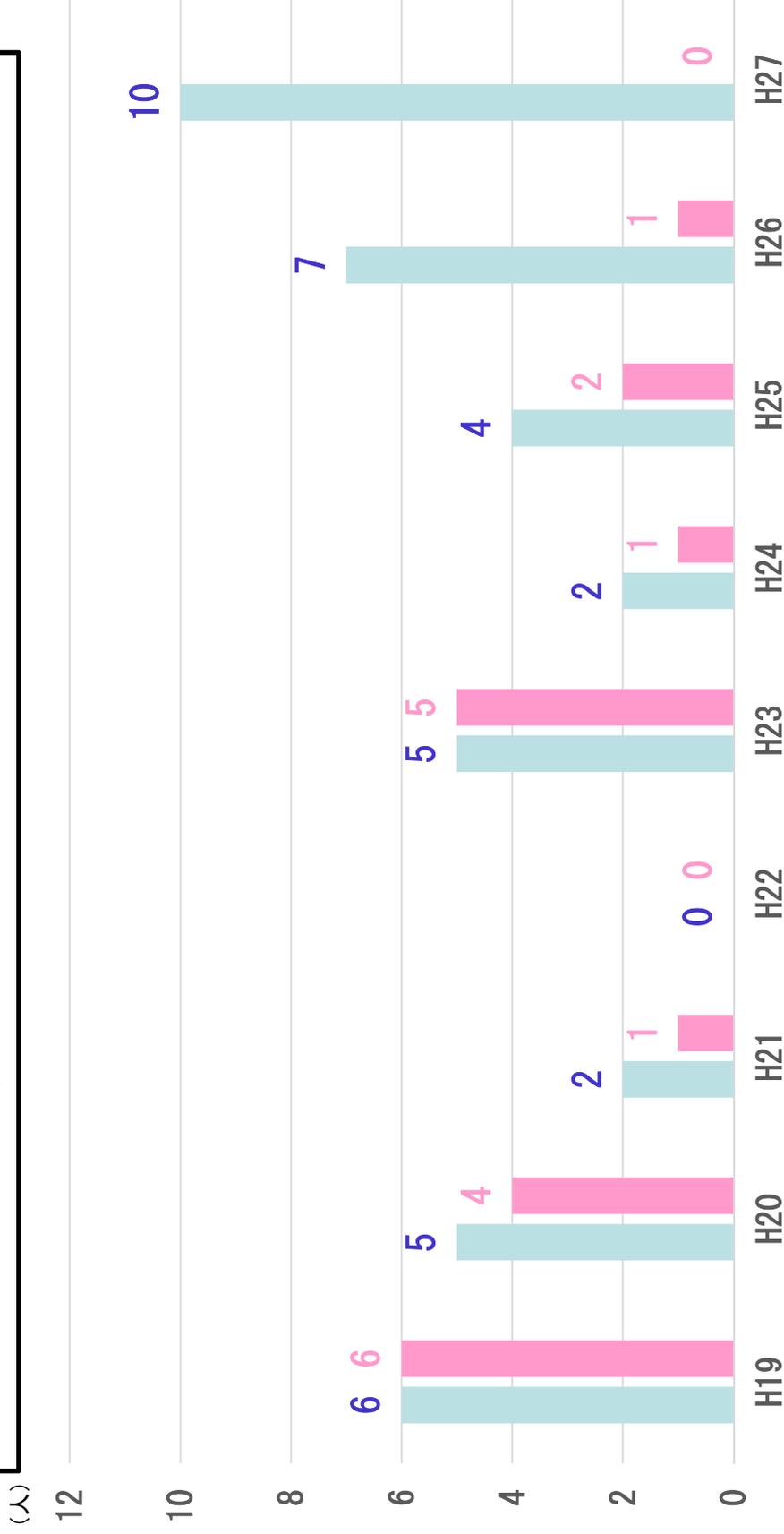
3級水先人の募集人数・免許取得者数

免許取得者数が募集人数に満たない。



小規模水先区における募集人数・免許取得者数

- ・免許取得者数が募集人数に満たない。
- ・平成27年度は、応募なし。

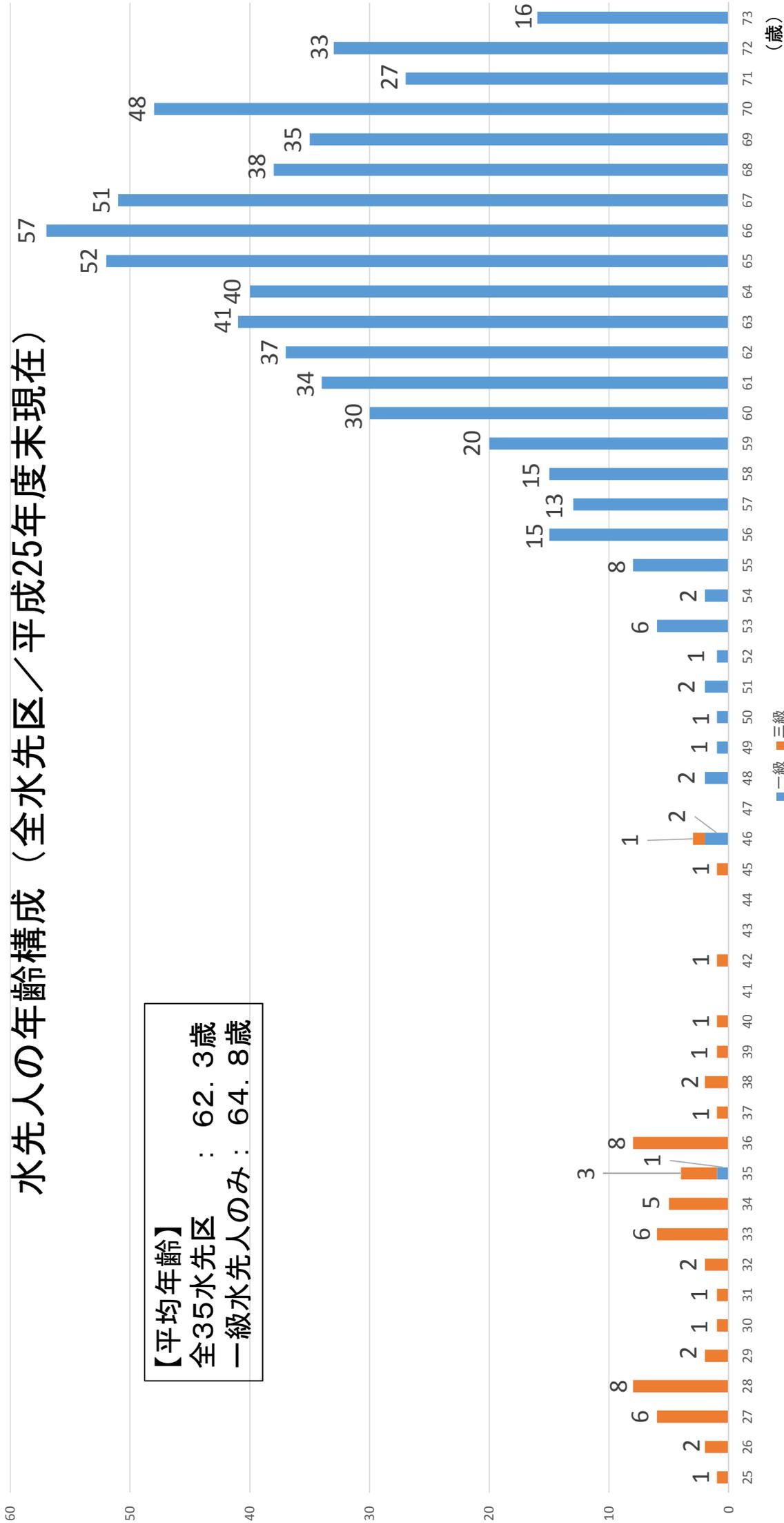


(注)小規模水先区:水先人の員数が2~3人の水先区

■ 募集人数 ■ 免許取得者数

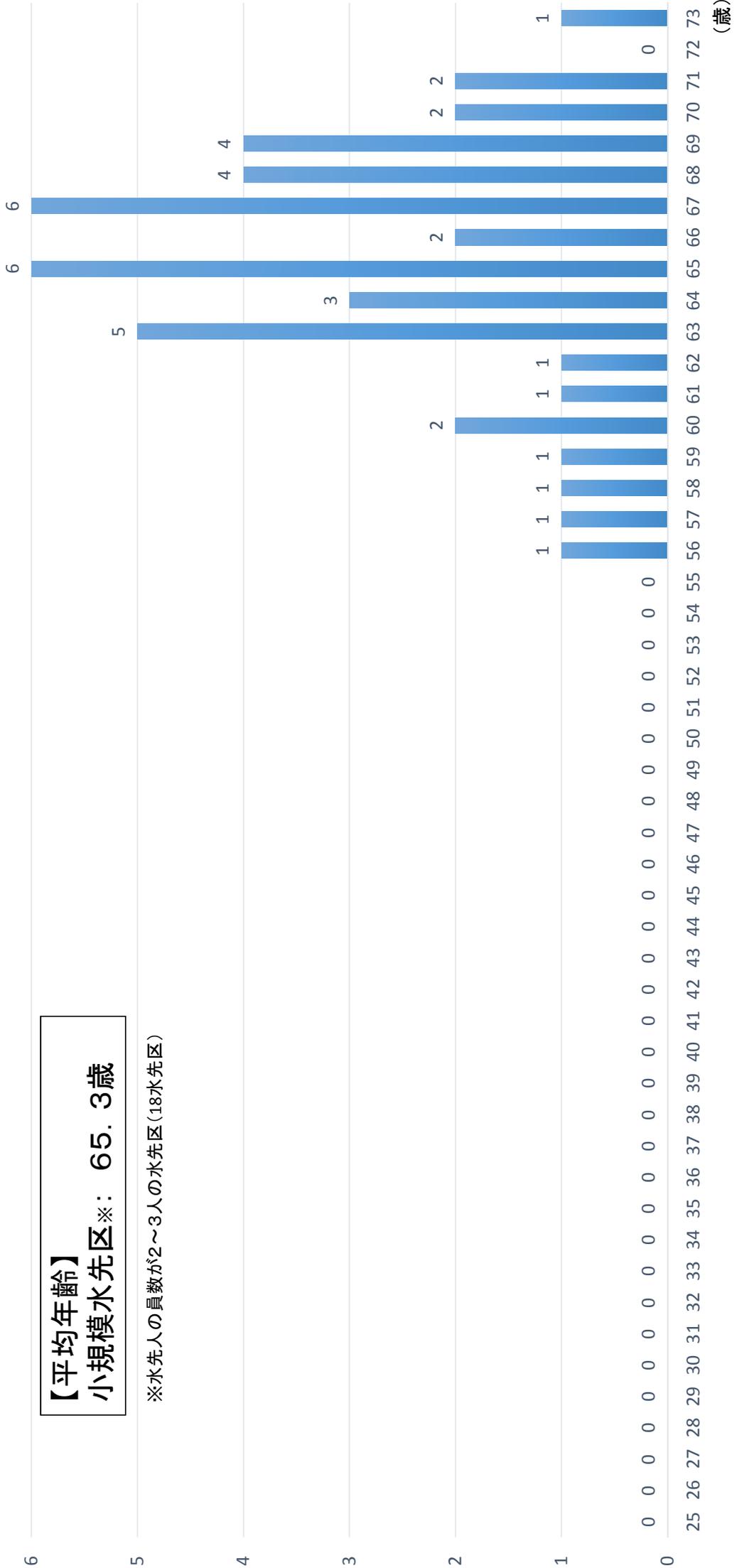
水先人の年齢構成（全水先区／平成25年度末現在）

(人)



(人)

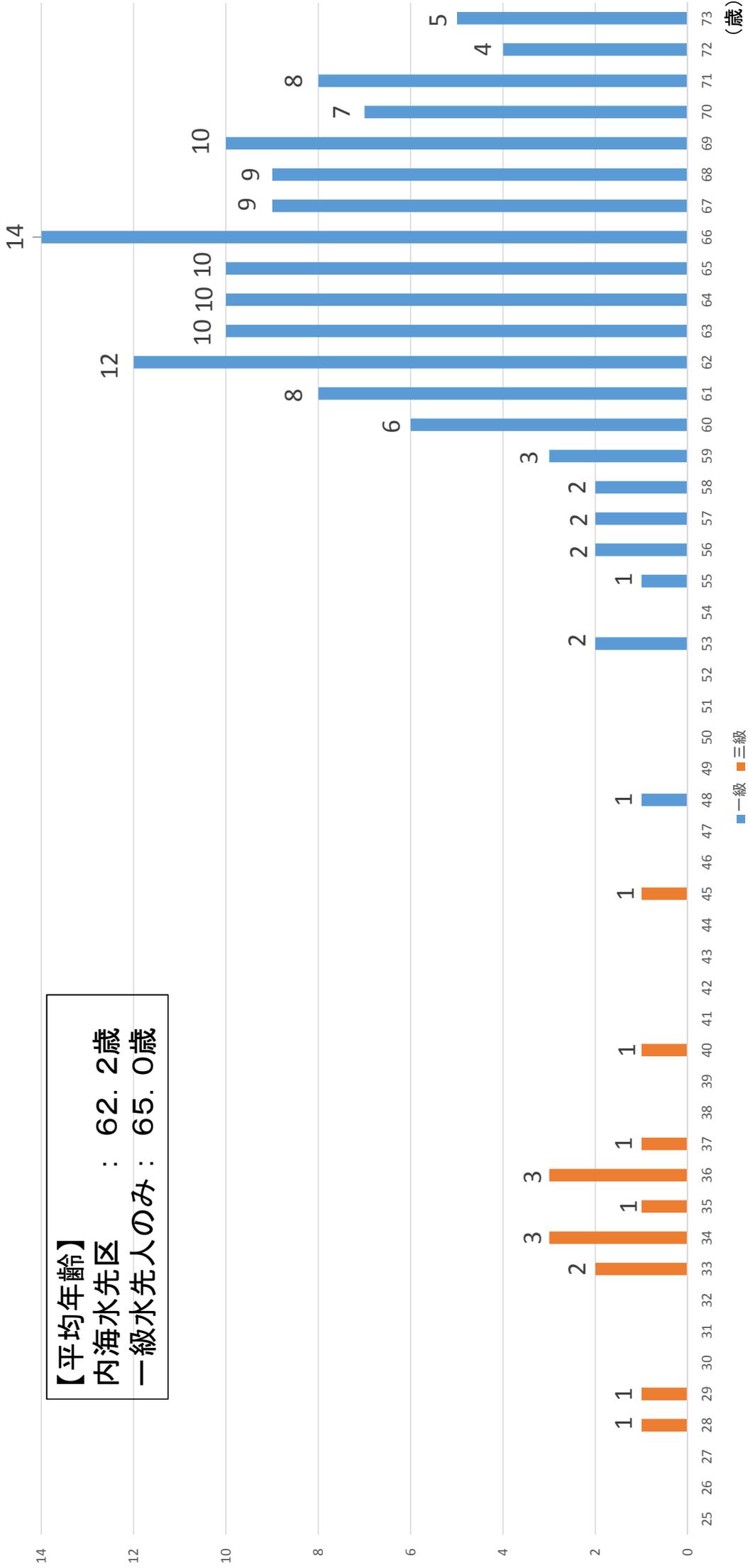
水先人の年齢構成（小規模水先区／平成25年度末現在）



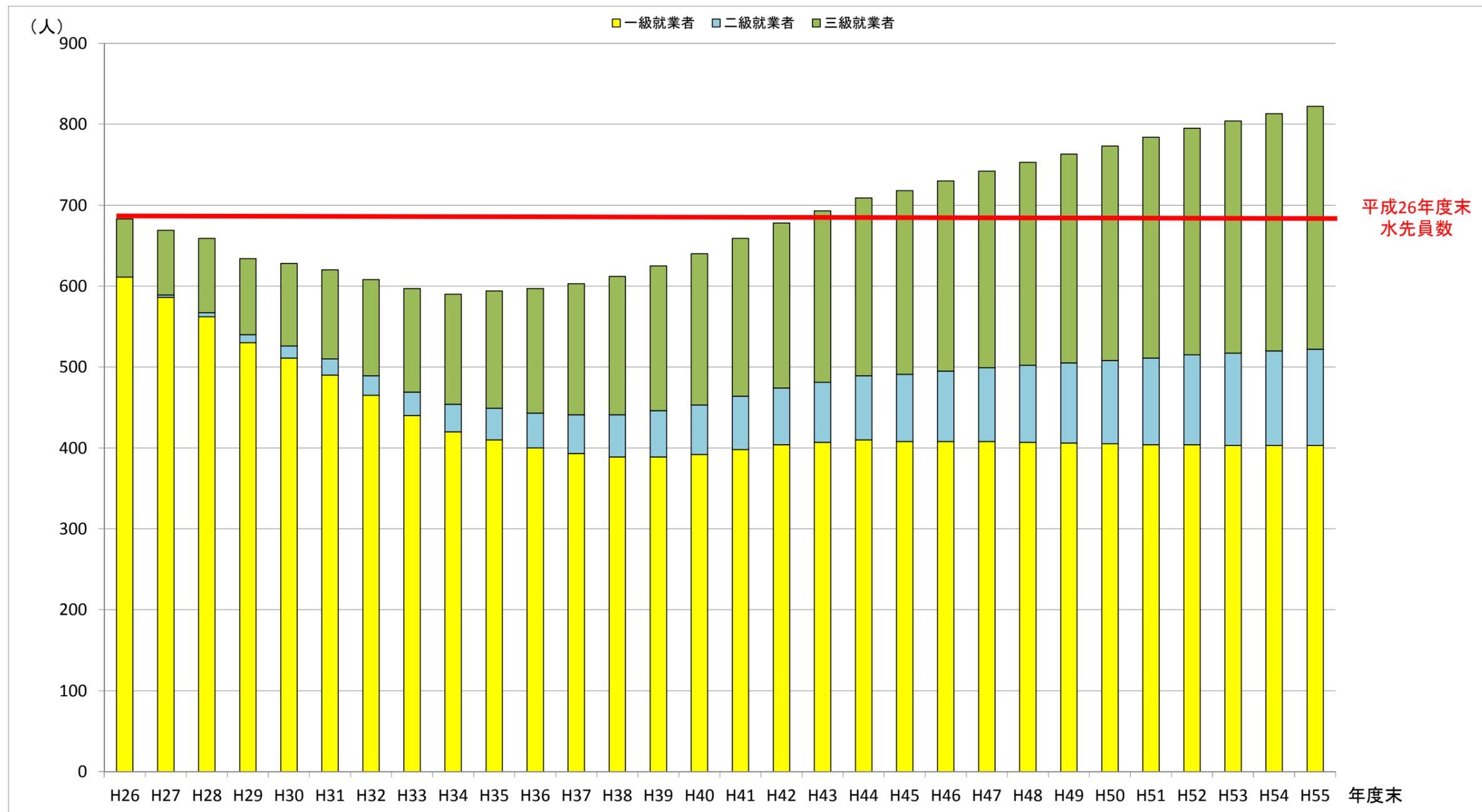
(人)

水先人の年齢構成（内海水先区／平成25年度末現在）

【平均年齢】
内海水先区 : 62.2歳
一級水先人のみ : 65.0歳



水先人の廃業・就業予測



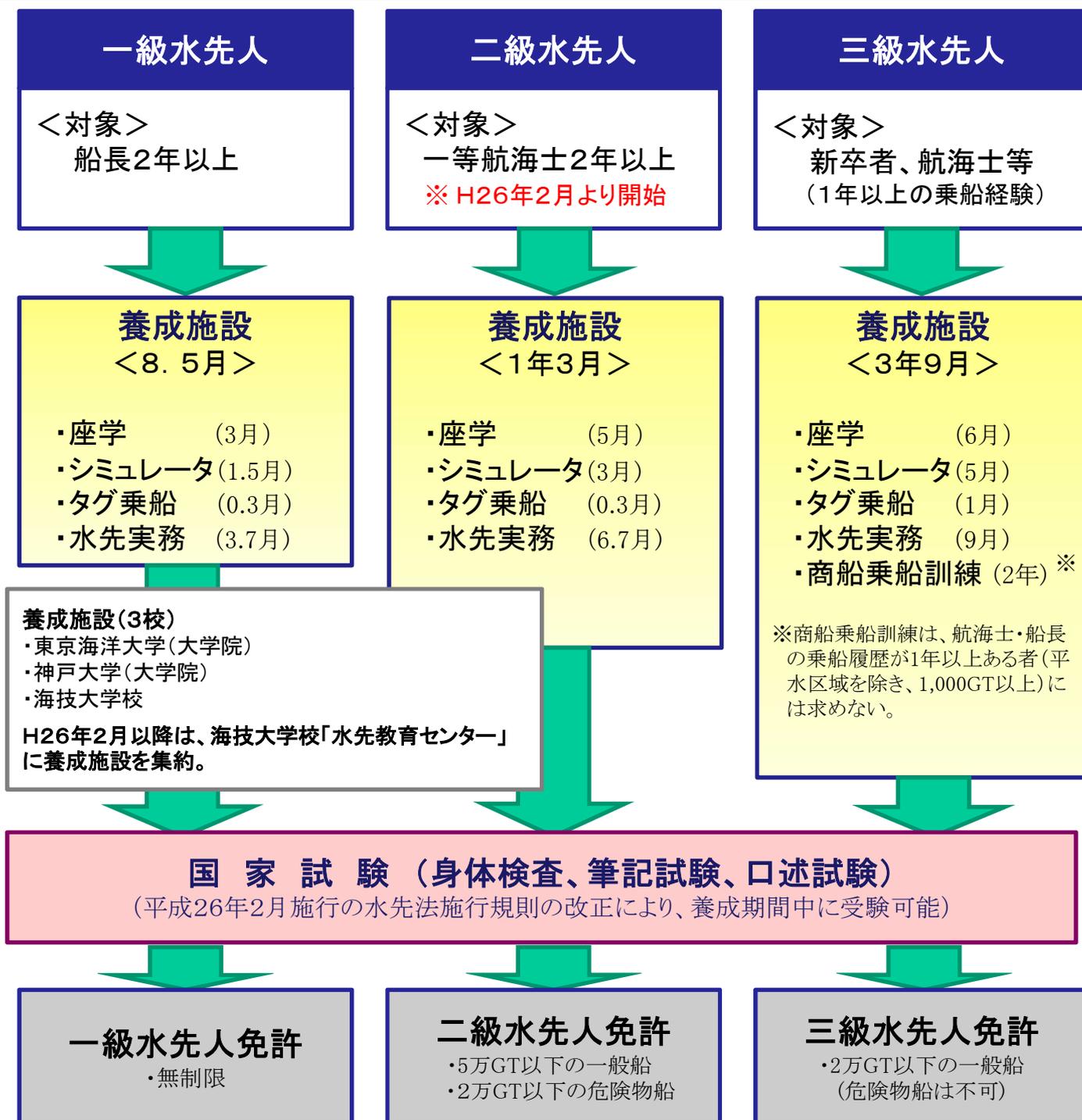
（注）1. 平成26年度末の水先人の実員数・年齢を起点とし、平成31年度末までは現に養成支援の対象である者の就業を見込み（下記朱書部分）、その後は、一級水先人26名、二級水先人5名、三級水先人10名（「水先レビュー懇談会取りまとめ（平成25年6月10日）」参照）が毎年度就業するものと設定。
 2. 水先人就業後の免許の進級を考慮していない。
 3. 廃業予測にあたって、新規就業年齢につき、過去の実績を踏まえ、一級水先人56才、二級水先人45才、三級水先人31才と設定。
 4. 廃業年齢については、過去の実績から年齢毎の廃業率を算出。

【参照データ】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55
一級就業者	611	586	562	530	511	490	465	440	420	410	400	393	389	389	392	398	404	407	410	408	408	408	407	406	405	404	404	403	403	403
二級就業者	0	3	5	10	15	20	24	29	34	39	43	48	52	57	61	66	70	74	79	83	87	91	95	99	103	107	111	114	117	119
三級就業者	72	80	92	94	102	110	119	128	136	145	154	162	171	179	187	195	204	212	220	227	235	243	251	258	265	273	280	287	293	300
合計	683	669	659	634	628	620	608	597	590	594	597	603	612	625	640	659	678	693	709	718	730	742	753	763	773	784	795	804	813	822
増減累計	-	-14	-24	-49	-55	-63	-75	-86	-93	-89	-86	-80	-71	-58	-43	-24	-5	10	26	35	47	59	70	80	90	101	112	121	130	139

就業データ	一級	二級	三級																														
	-	28	20	20	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	-	3	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

廃業データ	一級	二級	三級																														
	-	53	44	52	45	47	51	51	46	36	36	33	30	26	23	20	20	23	23	28	26	26	27	27	27	27	27	26	27	26	26	26	
	-	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	

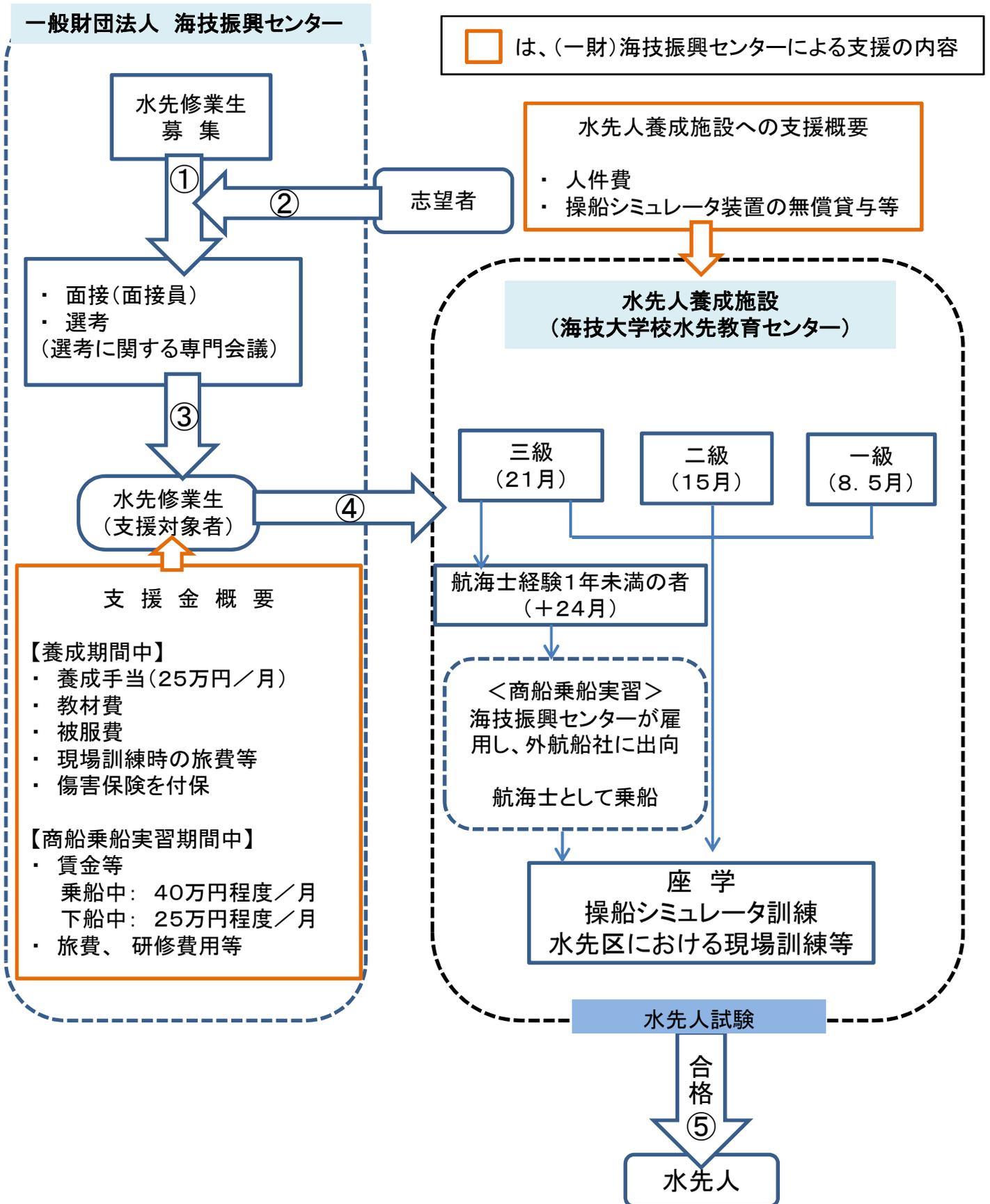


※ 三級→二級、二級→一級に進級するには、各々2年間の当該級の水先人経験を得た後、養成施設の修了及び国家試験合格が必要(この場合、養成・試験とも一部は省略・免除)。

免許取得後

- 水先人免許の有効期間 → **原則5年**
 - (有効期間は、満了の際、申請により更新可。
更新には水先免許更新講習の受講(2日程度)が必要。)
- 身体検査の受検 → **毎年**(+必要に応じて)実施
(水先人が心身の障害により水先業務を適正に行うことができない状態で無いことを確認)

水先人養成支援制度



水先人が船主に対して負う契約上の責任

資料 8

水先約款により、水先契約の相手方である船主との関係を規律

(水先法第47条) 水先人は、水先約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。

水先約款に
免責条項がない場合

法令及び慣習による

(民法第415条) 債務不履行による損害賠償責任

- ◆ 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- ◆ 債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなつたときも、同様とする。

水先約款に
免責条項がある場合

水先約款 (標準的なもの)

免責条項

- ◆ 船主は、水先人の業務上の過失により、当該船舶、船長、船員又は第三者に生じた損害について、水先人の責任を問わない。
 - (この場合、水先人は水先料を船主に請求しない。)
- ◆ 船主は、水先人が業務上の過失により第三者に対して負った債務のうち、水先人に支払われるべき水先料額を超える部分について、水先人に補償。
 - 【船主による水先人への補償額の制限】
 - 船主が第三者に支払った賠償金額を、補償額から控除。
 - 船主が第三者に賠償する責任を法令により制限できるときは、当該制限の範囲内で補償。
- ◆ 免責条項は、水先人の故意又は重過失に基づく責任には、非適用。

水先人が契約外の第三者に対して負う責任

1. (民法第709条) 不法行為による損害賠償責任

故意又は過失によって「他人」の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

「他人」の例	
①岸壁を毀損された所有者	②衝突相手船の船主
③貨物を滅失した荷主	④海産物被害を受けた漁業者
⑤これらの損害を賠償した船主又は船長	

2. 船主責任制限法による責任制限

- ◆ 人身損害、物損、運送遅延損害その他の債権につき、船主等又は「被用者等」の責任を制限。
- ◆ 解釈上、水先人も「被用者等」に含まれる。
- ◆ 従って、水先人が民法第709条により、損害賠償責任を負う場合であっても、船主責任制限法により、水先人の責任は制限される。

水先人の責任限度額（20万トンの船舶を例に試算）

物損債権	約 80 億円
旅客損害に関する債権	無 制 限
その他債権	約 250 億円

今通常国会において、改正法案が成立した場合、責任限度額が1.51倍引き上げ（施行日：平成27年6月8日）

【参考】全水先区の水先料額
約280億円
(平成25年度1年間分)

他の土業における過疎地対策

【(一財)海技振興センターによる調査】

弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、医師の5業種について調べたところ、弁護士及び医師については、下表のとおりであった。税理士、公認会計士については、過疎地対策として、特段の措置は講じられていない。

	実施主体	概要	支援金等の財源
弁護士	日本弁護士連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者を募集し、派遣 ・開業保証500万円、年間所得保証1,000万円を支給(上限保証) 	主に会費収入
	日本司法支援センター(法テラス)	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者を募集し、派遣 ・月給制で、事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費及び交通費など事務処理上の経費は、法テラスが負担 	主に国庫補助
司法書士	都道府県の司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者を募集し、派遣 ・月5万を支援(最大2年間) 	会費収入
	自治医科大学	卒業後9年間、過疎地域での就業を義務付け	国庫補助
医師	都道府県	一定期間過疎地域で就業することを条件に、都道府県内の医科大学の学生に支給する奨学金を免除	都道府県予算
	(公社)地域医療振興協会	医師職員として雇用し、派遣	病院収入 国庫、都道府県補助

シンガポールにおける水先業務の調査結果

【(一財)海技振興センターによる調査 (PSA Marine (PTE) Ltd. からの聴取)】

事項		概要
引受主体		<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社 (国が株を 100% 保有) 1 社のみ (PSA Marine (PTE) Ltd.) ・ 株式会社とする理由は、外国企業との契約が簡便なため (国が契約主体の場合、手続きが煩雑) ・ 国から免許を受けた水先人を雇用 ・ 雇用人数は、230 名 (平均年齢 40 歳) ・ 水先人に給与 (基本給 + 出来高) を支給 ・ 当該会社は、養成の実施主体でもある
海難時の責任	根拠	法律 (Maritime and Authority of Singapore Act)
	水先人	・ 国に、1,000 シンガポールドルの保証金 (ボンド) の納付により、これ以上の責任は負わない
	引受主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引受主体は責任を負わないと認識 (水先人は、船主又は船長の被雇用者とみなされるため) ・ また、約款上、水先料金は請求しない
	船主又は船長	損害に対する責任を負う

(参 考) 水先人の養成

- ① 7 ~ 10 ヶ月の修業を経て、「The entry-level Class C License」取得
※ Class 3 以上の海技免許 (航海) が必要
- ② その後、4 年以上の OJT を経て、「the Class A License」取得

海外水先実態調査

実施主体

(一財) 海技振興センター

目的

法人が水先の引受主体となっている場合において、水先業務中に海難事故が発生したときの、引受法人と水先人の責任について、海外主要国の法制・実態を調査すること。

調査方法及び対象国

1. アンケート調査： 実施中

シンガポール、サザンプトン、アントワープ、釜山、上海、香港、ハンブルグ、ロッテルダム、ルアーブル、サンフランシスコ、ニューヨーク（11港）

2. 訪問調査：

1. の回答の結果、法人が引受主体となっている国に対して訪問調査を実施（予定含む）。

平成27年3月 シンガポール
（調査団）羽原教授、連合会、船協、海技振興センター

平成27年6～7月 サザンプトン（英）、アントワープ（白）

主な調査事項

1. 水先に関する法制
2. 水先人会／水先組織の形態
3. 水先人の身分
4. 民事上の責任及び責任制限の仕組み
5. 損害賠償責任保険及び賠償請求事例
6. 船主責任制限条約（LLMC）の適用

結果報告

平成27年7月頃 報告書作成（予定）

水先人試験(学術試験)

- ◆ 目的: 水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定すること。
- ◆ 内容: 次の事項について、実際的なものと理論的なものを含む。
 の事項には、免許を受けようとする水先区特有の内容を含む。

1. 新規免許

事 項	筆記試験	口述試験
① 水先区の航法法規(海上衝突予防法、港則法等)	○	○
② 水先区の気象・海象(風位、風力、天候、潮汐、潮流等)	○	○
③ 水先区の海図・港勢(水路、水深、距離、航路障害物、航路標識等)	○	○
④ 船舶の操縦	○	○
⑤ 水先法	○	
⑥ 海洋汚染防止法	○	
⑦ 国際信号書	○	
⑧ 英語		○

2. 上級免許

事 項	筆記試験	口述試験
① 水先区の航法法規(海上衝突予防法、港則法等)	○	○
② 水先区の気象・海象(風位、風力、天候、潮汐、潮流等)	○	○
③ 水先区の港勢(水路、水深、距離、航路障害物、航路標識等)	○	○
④ 船舶の操縦	○	○

3-1. 他の水先区(五大水先区)の免許

事 項	筆記試験	口述試験
① 水先区の航法法規(海上衝突予防法、港則法等)	○	○
② 水先区の気象・海象(風位、風力、天候、潮汐、潮流等)	○	○
③ 水先区の水先区(水路、水深、距離、航路障害物、航路標識等)	○	○
④ 船舶の操縦	○	○

3-2. 他の水先区(その他水先区)の免許

事 項	筆記試験	口述試験
① 水先区の航法法規(海上衝突予防法、港則法等)		○
② 水先区の気象・海象(風位、風力、天候、潮汐、潮流等)		○
③ 水先区の水先区(水路、水深、距離、航路障害物、航路標識等)	○	○
④ 船舶の操縦		○

【水先制度のあり方に関する懇談会報告（平成17年6月24日）（別紙1抜粋）】

水先区等の設定の考え方について

1. 水先区の設定の考え方

水先区は、地理的自然的条件や船舶交通の状況、特別な船舶交通ルールの設定状況等からみて、固有の特殊な水域事情を有する水域であって、船長が通常有する一般的な航行に関する知識・能力のみでは、自船及び他船の安全が十分に担保されないおそれがある水域を対象として設定している。

固有の特殊な水域事情の具体的なものとしては、次のような事項がある。

- 地理的条件：水路の狭隘・屈曲、航行水域付近の陰礁・浅瀬の存在等
- 気象・海象：時化・吹雪・霧・風等の気象、潮流・河流・波高等の海象の影響の大きさなど
- 船舶交通状況：船舶交通の輻輳等
- 船舶交通規制：港則法や海上交通安全法等の地域的な規制の存在など

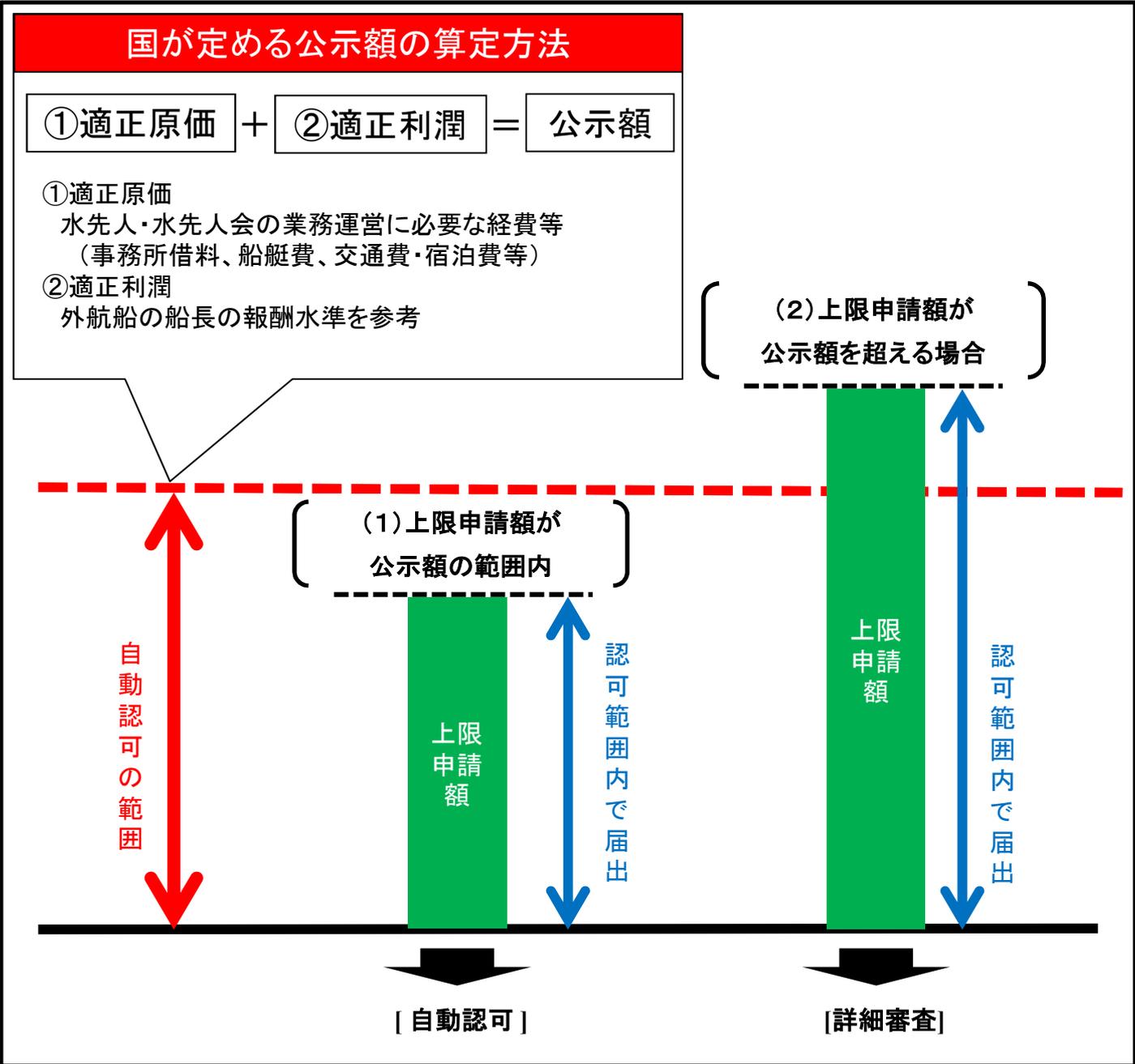
なお、水先区と同等の特殊な水域事情は特に存在せず、船長が通常有する一般的な航行に関する知識・能力によって運航することにより、自船及び他船の安全が確保される水域については水先区として設定していない。（なお、水先区以外の水域においては、水先行為に類似する行為（類似行為）が行われている水域（類似水域）がある。）

2. 強制水先区の設定の考え方

強制水先区は、特殊な水域事情がより顕著であり、加えて、万一海難が発生した場合には、海洋汚染、沿岸工業地帯への火災、航路閉塞等による港湾機能の喪失などの二次災害を引き起こすおそれのある水域であり、船長が当該水域について研究し慎重に運航する場合であっても、安全上・公益上の観点から、水先人による支援が不可欠な水域を対象として設定している。

水先料金の体系(概要)

- 1. 国が、適正原価・適正利潤を基に自動認可上限額を公示。 <下図赤字>
- 2. 水先人からの上限申請額が、 <下図緑字>
 - (1) 公示額の範囲内の場合、自動認可。
 - (2) 公示額を超える場合、詳細に審査。適正であれば認可。
- 3. 上記2による認可額(認可上限額)の範囲内で、自由に料金を設定(届出のみ) <下図青字>



水先業界の課題

1. 水先業界が抱える課題 [別添 1]

2. 人材確保等の状況
 - 最近の傾向 [別添 2～5]
 - 個別水先区の例 [別添 6]
 - これまでの対応例
 - ・ 水先人の派遣制度 [別添 7]

水先業界が抱える課題

現状

現状の問題点

改善への方向性 (制度見直しへの諸策案)

(□中期対応課題 ■先行対応課題)

I. 運営組織

- 水先法に定める特別民間法人
- 個人事業者の集合体
- 法定業務としての取次窓口
- 法人組合、任意組合の併設

- 中小水先区における応募者の激減
- 大水先区における応募者の減少と偏り
- 上記に加えた傷病による早期退職者等の増加
- 水先体制維持を派遣支援制度(水先人の互助)に依存することの限界
- 現行派遣支援実施の困難性の増加
案件の増加／派遣元の要員不足／支援コストの増大／派遣水先人決定の困難性／派遣元水先区の水先人減少

- 現職者の活用(廃業年齢引上げ)
- 内海水先区の業務正常化への打開策
- 派遣支援の円滑化

II. 業務体制・料金体系

- 大中小35水先区の混在
- 中小水先区での水先類似行為
- 上限認可料金下での市場原理の導入

- 水先区の業務量の偏在と水先人配置の非効率
- 国際／国内総トン数の相違
- 類似行為の位置づけの不明確さ
- 市場(競争)原理導入による養成・育成・会務執行体制等を維持することの困難性

- 水先区設定の見直し
- 水先法への国際トン数の導入
- 類似行為水域の取扱い
- 上限認可額の引上げ等
- 個人指名と輪番制の調和

III. 待遇改善(福利厚生等)

- 個人事業主としての事業収入
- 法人／任意組合組織でカバー
- 確立途上のキャリアパスプラン

- 若年応募者の先行き不安
- 若年水先人の社会保障・福利厚生制度の未整備
- 明確なキャリアパス・ジョブローテーションの未提示

- 若年者への給与制の導入
- キャリアアッププロセスの明示

IV 品質保持

- 会則・規程による品位保持
- 会則+ISOによるレベル維持
- 修業生／新人への教育・訓練

- 技術の自己管理機能の欠落
- 個人主義拡大と品位レベルの懸念
- 広域水先区における習熟度の低下
上記に対する是正施策実施の困難性
- 要員が不足する中での教育訓練指導員確保の困難性

- 会長指導力、権限の強化
- 航行／港内業務の分離
- 養成支援事業の見直し
- 募集活動の拡充

V 事故対応

- 会則・規程内での管理・監督
- 会則上の処分・勧告
- 水先約款免責条項

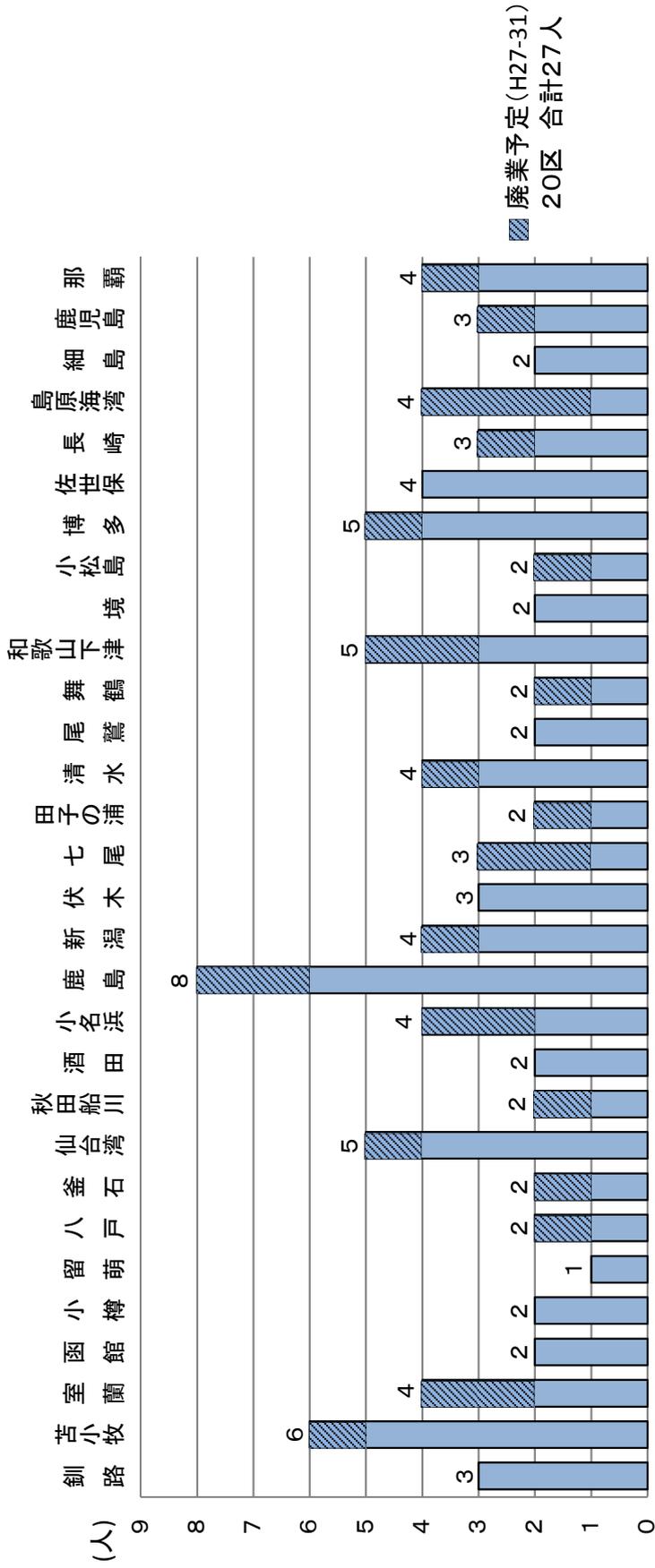
- 会則・規程上の処分可能範囲の限界
- 第三者責任制限に対し無防備なままの不安定感

- 会長権限による業務制限の強化
- 専門職業意識の向上策
- 第三者に対する責任制限
- 水先約款免責条項の見直し

制度見直しの検証

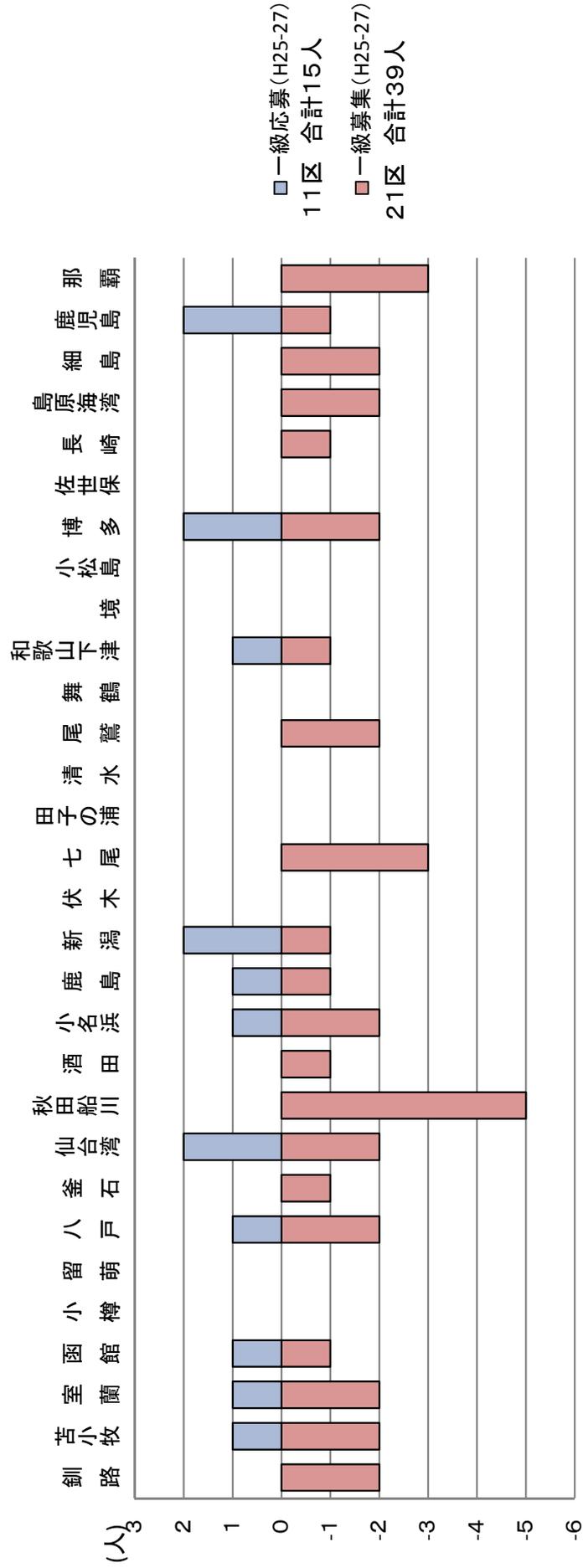
注 ■: 人材確保策
□: 人材育成策(安全確保策)

中小規模水先区の
現在員数・廃業予定

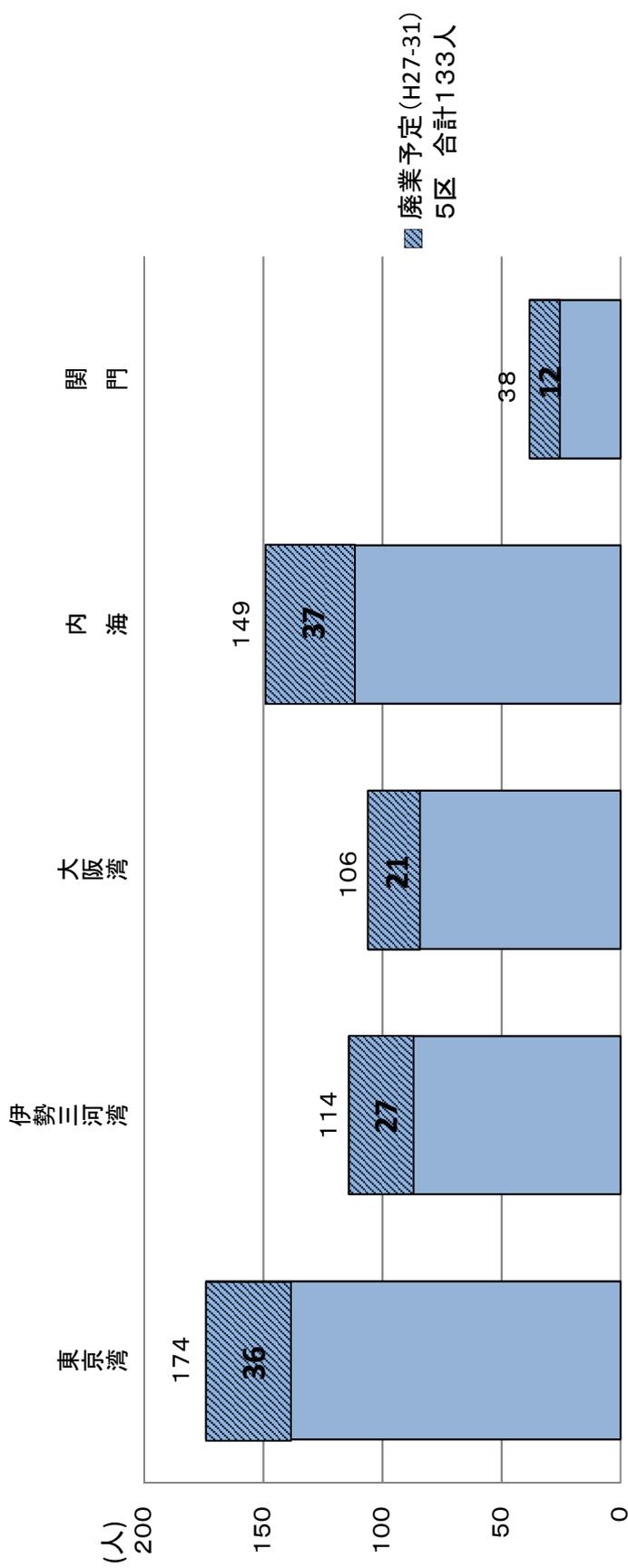


数字はH26.4の水先人数を示す。(30区 合計97人)

中小規模水先区の
募集/応募人数

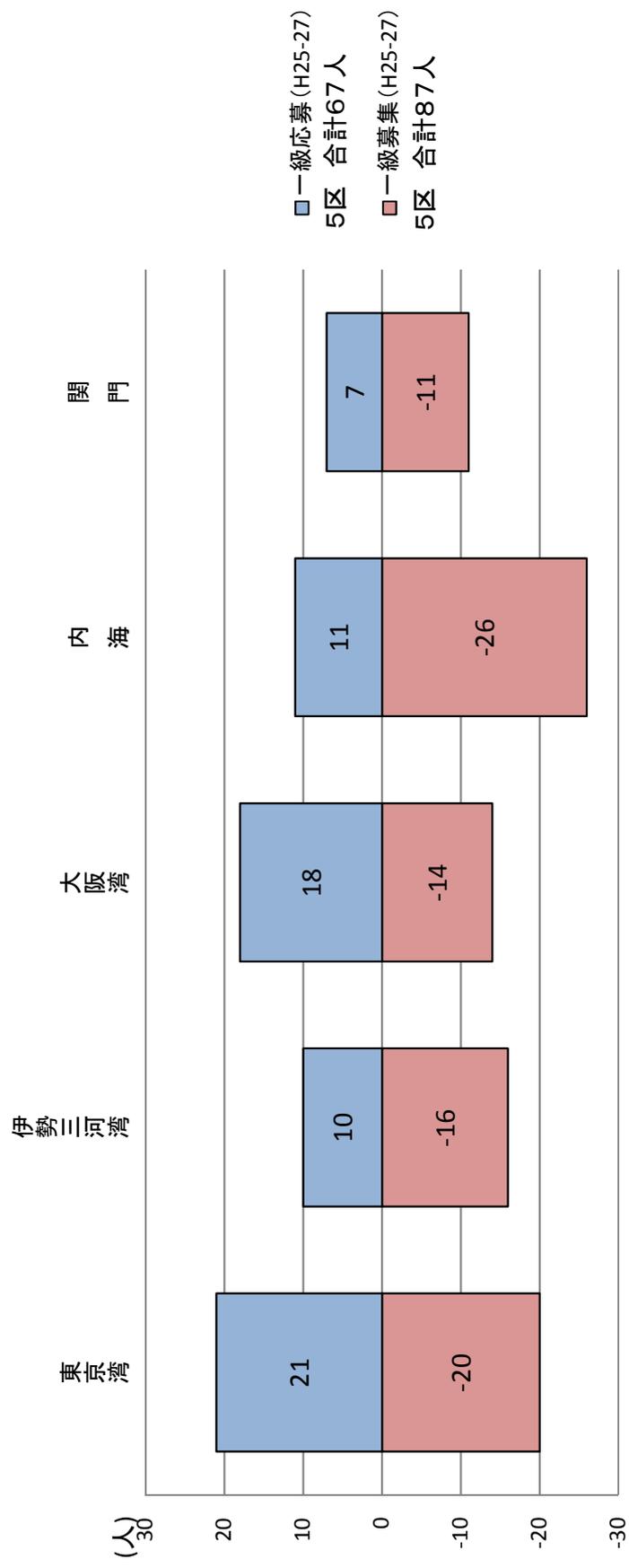


大規模水先区の 現在員数・廃業予定



グラフ上の数字はH26.4の水先人数を示す。(5区 合計581人)

大規模水先区の 募集/応募人数



◎ 水先人派遣支援について

- 派遣支援の仕組み
 - ・ 派遣を求める水先人会会長は、連合会会長に文書で要請
 - ・ 要請を受け、連合会は全水先人会／5水先区グループに対し、派遣水先人を募集
 - ・ 派遣水先人は、免許取得の上、速やかに支援を開始
 - ・ 連合会は、派遣水先人に対し、免許取得費用及び派遣業務費用等を支給
- 小規模水先区において後継者募集（個別の照会等を含む）を行い、応募がなかった場合に、派遣支援により対応しており、平成27年度現在、下表の9水先区（予定を含む）に対して派遣支援を実施している。

派遣先水先区	派遣元水先区	派遣方法
留萌	小樽	スポット型（業務要請の都度）
小樽	室蘭	スポット型
室蘭	小樽	スポット型
函館	室蘭	スポット型
尾鷲	伊勢三河湾	スポット型
細島	内海	滞在型
酒田	伊勢三河湾	滞在型
七尾	大阪湾	H27年5月養成開始予定
那覇	内海	H27年8月養成開始予定

- 平成27～29年度に廃業者が予定されている小規模水先区が多数あるため、後継者募集を強力に推進する必要がある。
- また、今後、上記水先区の募集に対して応募者がいない事態を想定し、以下のとおり派遣支援の計画を策定している。

派遣水先人予想人数

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
①養成人数	4	8	11	12
②派遣人数	5	9	12	16
③複数免許保持者数	0	1	6	14
④合計(延べ人数)	9	18	29	42

注1 ①養成人数は当該年度の養成人数を表す。

2 ②、③は年度末時点の人数を表す。

3 ②派遣人数には、養成開始と同じ年度に派遣を開始した人数も含む。

(①と②が重複する場合もある。)

4 ③複数免許保持者数は派遣を終えた人の累積人数を表す。(②の人数は含めない。)

- 上記の派遣支援に係る費用概算（連合会負担）は次のとおり。
 - ・ H26年度：2,900万円
 - ・ H29年度：26,000万円

養成支援対象者の現況

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
一級水先人							
一期生 (H19)	五大水先区	東京湾	13	13	13	12	12
		伊勢三河湾	7	10	7	7	7
		大阪湾	8	11	8	7	7
		内海	9	21	9	9	8
		関門	7	14	7	6	5
	その他	釧路	1	3	1	1	1
		留萌	1	1	1	1	1
		仙台湾	1	3	1	1	1
		新潟	1	1	1	1	1
		伏木	1	1	1	1	1
		七尾	1	1	1	1	1
		清水	1	2	1	1	1
		博多	2	5	2	2	2
		細島	1	1	1	1	1
	鹿児島	1	4	1	1	1	
計			55	91	55	52	50
二期生 (H20)	五大水先区	東京湾	11	12	11	11	11
		伊勢三河湾	7	8	7	7	6
		大阪湾	9	9	9	9	8
		内海	10	11	10	10	9
		関門	5	7	5	5	5
	その他	小樽	1	2	1	1	1
		釜石	1	1	1	1	1
		鹿島	1	1	1	1	1
		田子の浦	1	1	1	1	1
		舞鶴	1	1	1	1	1
		和歌山下津	1	1	1	1	1
		小松島	1	1	0	0	0
計			49	55	48	48	45
三期生 (H21)	五大水先区	東京湾	9	11	9	9	9
		伊勢三河湾	6	5	6	6	6
		大阪湾	7	12	7	5	5
		内海	11	15	11	11	11
		関門	0	0	0	0	0
	その他	鹿島	1	4	1	1	1
		小松島	1	2	1	1	1
		長崎	1	3	1	1	0
		島原海湾	1	2	1	1	1
		那覇	1	1	1	1	1
計			38	55	38	36	35

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
四期生 (H22)	五大水先区	東京湾	8	16	8	8	8
		伊勢三河湾	5	7	5	5	5
		大阪湾	4	8	4	4	4
		内海	7	13	7	7	6
		関門	0	0	0	0	0
	その他	苫小牧	1	1	1	1	1
		室蘭	1	2	1	1	1
		鹿島	1	2	1	1	1
		佐世保	1	4	1	1	1
	計		28	53	28	28	27
五期生 (H23)	五大水先区	東京湾	7	10	7	7	6
		伊勢三河湾	4	3	4	4	4
		大阪湾	5	6	5	5	5
		内海	8	9	8	7	7
		関門	0	0	0	0	0
	その他	釧路	1	2	1	1	1
		苫小牧	1	2	1	1	1
		函館	1	1	1	1	1
		八戸	1	2	1	1	1
		鹿島	1	1	1	1	1
		尾鷲	1	1	1	1	1
		和歌山下津	1	1	1	1	1
	長崎	1	1	1	1	1	
計		32	39	32	31	30	
六期生 (H24)	五大水先区	東京湾	6	6	6	6	6
		伊勢三河湾	4	6	4	4	4
		大阪湾	5	2	3	3	3
		内海	8	3	6	6	4
		関門	1	3	1	1	1
	その他	苫小牧	1	1	1	1	1
		函館	1	1	0	0	0
		仙台湾	1	2	1	1	1
		小名浜	1	0	1	1	1
		新潟	1	2	1	1	1
		伏木	1	1	1	1	1
計		30	27	25	25	23	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
七期生 (H25)	五大水先区	東京湾	4	4	4	4	4
		伊勢三河湾	6	3	3	3	3
		大阪湾	5	7	5	5	5
		内海	9	5	5	5	5
		関門	3	3	3	3	3
	その他	苫小牧	2	1	2	2	2
		函館	1	1	1	1	1
		八戸	1	0	0	0	0
		仙台湾	1	1	1	1	1
		秋田船川	1	0	0	0	0
		鹿児島	1	2	1	1	1
		那覇	1	0	0	0	0
	計		35	27	25	25	25
八期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	8	7	7	7	7
		伊勢三河湾	4	3	3	3	3
		大阪湾	5	6	5	5	5
		内海	8	3	4	4	2
		関門	3	1	1	1	1
	その他	釧路	1	0	0	0	0
		室蘭	1	0	0	0	0
		八戸	1	1	1	1	1
		仙台湾	1	1	1	1	1
		秋田船川	2	0	0	0	0
		小名浜	1	0	0	0	0
		鹿児島	1	1	1	1	1
		新潟	1	2	1	1	1
		七尾	1	0	0	0	0
		尾鷲	1	0	0	0	0
		和歌山下津	1	1	1	1	1
		博多	1	1	1	1	1
		細島	1	0	0	0	0
		那覇	1	0	0	0	0
計		43	27	26	26	24	
九期生 (新制度) (H27)	五大水先区	東京湾	8	10	8	8	(養成中)
		伊勢三河湾	6	4	6	6	
		大阪湾	4	5	4	4	
		内海	9	3	4	4	
		関門	5	3	3	3	
	その他	釧路	1	0	0	0	
		室蘭	1	1	1	1	
		釜石	1	0	0	0	
		秋田船川	2	0	0	0	
		酒田	1	0	0	0	
		小名浜	1	1	1	1	
		七尾	2	0	0	0	
		尾鷲	1	0	0	0	
		博多	1	1	1	1	
		長崎	1	0	0	0	
		島原海湾	2	0	0	0	
		細島	1	0	0	0	
那覇	1	0	0	0			
計		48	28	28	28		

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
合 計	五大水先区	東京湾	74	89	73	72	63
		伊勢三河湾	49	49	45	45	38
		大阪湾	52	66	50	47	42
		内海	79	83	64	63	52
		関門	24	31	20	19	15
		五大水先区 計	278	318	252	246	210
	その他	釧路	4	5	2	2	2
		苫小牧	5	5	5	5	5
		室蘭	3	3	2	2	1
		函館	3	3	2	2	2
		小樽	1	2	1	1	1
		留萌	1	1	1	1	1
		八戸	3	3	2	2	2
		釜石	2	1	1	1	1
		仙台湾	4	7	4	4	4
		秋田船川	5	0	0	0	0
		酒田	1	0	0	0	0
		小名浜	3	1	2	2	1
		鹿島	5	9	5	5	5
		新潟	3	5	3	3	3
		伏木	2	2	2	2	2
		七尾	4	1	1	1	1
		田子の浦	1	1	1	1	1
		清水	1	2	1	1	1
		尾鷲	3	1	1	1	1
		舞鶴	1	1	1	1	1
		和歌山下津	3	3	3	3	3
		境	0	0	0	0	0
		小松島	2	3	1	1	1
		博多	4	7	4	4	3
		佐世保	1	4	1	1	1
		長崎	3	4	2	2	1
		島原海湾	3	2	1	1	1
細島	3	1	1	1	1		
鹿児島	2	6	2	2	2		
那覇	4	1	1	1	1		
その他 計	80	84	53	53	49		
計	358	402	305	299	259		

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
二級水先人							
一期生 (新制度) (H25)	五大水先区	東京湾	1	1	1	1	平成27年4月24日 修了
		伊勢三河湾	1	3	1	1	
		大阪湾	1	0	1	1	
		内海	1	0	0	0	
		関門	1	0	0	0	
		計	5	4	3	3	
二期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	1	3	1	1	(養成中)
		伊勢三河湾	1	0	0	0	
		大阪湾	1	0	1	1	
		内海	1	0	0	0	
		関門	1	0	0	0	
		計	5	3	2	2	
合 計	五大水先区	東京湾	2	4	2	2	(養成中)
		伊勢三河湾	2	3	1	1	
		大阪湾	2	0	2	2	
		内海	2	0	0	0	
		関門	2	0	0	0	
		計	10	7	5	5	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
三級水先人							
一期生 (H20)	五大水先区	東京湾	8	39	8	8	7
		伊勢三河湾	4	6	3	3	2
		大阪湾	6	24	6	6	5
		内海	6	8	6	4	4
		関門	1	2	1	1	1
		計	25	79	24	22	19
二期生 (H21)	五大水先区	東京湾	8	13	7	7	6
		伊勢三河湾	6	6	6	6	5
		大阪湾	4	9	3	3	3
		内海	6	9	6	6	5
		関門	1	4	1	1	1
		計	25	41	23	23	20
三期生 (H22)	五大水先区	東京湾	8	10	5	4	4
		伊勢三河湾	5	4	4	3	3
		大阪湾	5	14	4	1	1
		内海	6	7	6	5	5
		関門	1	2	1	1	1
		計	25	37	20	14	14
四期生 (H23)	五大水先区	東京湾	8	9	6	6	6
		伊勢三河湾	5	6	4	3	3
		大阪湾	5	7	5	5	5
		内海	6	4	6	4	4
		関門	1	1	1	1	1
		計	25	27	22	19	19
五期生 (H24)	五大水先区	東京湾	8	3	3	3	平成27年3月18日 修了
		伊勢三河湾	5	2	2	2	
		大阪湾	5	6	4	3	
		内海	6	0	0	0	
		関門	1	1	1	1	
		計	25	12	10	9	

期別	区分	水先区	募集人数	応募者数	支援対象者数 (入学時)	支援対象者数 (養成中・修了時)	免許取得者数
六期生 (H25)	五大水先区	東京湾	8	2	2	2	(養成中)
		伊勢三河湾	5	0	0	0	
		大阪湾	5	0	0	0	
		内海	6	2	2	2	
		関門	1	1	1	1	
	計	25	5	5	5		
七期生 (新制度) (H26)	五大水先区	東京湾	3	5	3	3	(養成中)
		伊勢三河湾	3	5	3	3	
		大阪湾	2	2	2	2	
		内海	2	3	3	3	
		関門	0	0	0	0	
	計	10	15	11	11		
八期生 (新制度) (H27)	五大水先区	東京湾	4	6	4		(待機中)
		伊勢三河湾	2	3	2		
		大阪湾	2	3	0		
		内海	2	5	1		
		関門	0	0	0		
	計	10	17	7	0		
九期生 (新制度) (H28)	五大水先区	東京湾	3	6			(待機中)
		伊勢三河湾	2	2			
		大阪湾	2	2			
		内海	3	4			
		関門	0	0			
	計	10	14	0	0		
合 計	五大水先区	東京湾	58	93	38	33	23
		伊勢三河湾	37	34	24	20	13
		大阪湾	36	67	24	20	14
		内海	43	42	30	24	18
		関門	6	11	6	6	4
	計	180	247	122	103	72	

水先制度の改革（H19.4施行）

参考資料 2

改 革 事 項		現 況
免許・資格	資格要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・船長以外の航海士等も参入可
	等級別免許の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・一～三級の等級化
	養成教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・登録養成施設制度の新設 ・養成修了を免許要件化
	免許更新の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・更新期間（一律5年）を高年齢者等は3年に短縮 ・登録更新講習制度の新設 ・講習受講を更新要件化
業務適正化・効率化	水先人会の法人化	<ul style="list-style-type: none"> ・水先人会に法人格を付与（人格を与え、会の責任体制を明確化）
	日本水先人会連合会の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・各水先人会を監督等する適正化機能
	水先料金制度の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・省令料金を、上限認可届出制料金に緩和
	ベイ・ハーバーの統合	<ul style="list-style-type: none"> ・三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）内の水先区を統合 ・ベイ・ハーバーの乗継ぎを解消
	安水先	<ul style="list-style-type: none"> ・非強制水域等でも、事故発生時等に期間限定などにより強制を設定
		<ul style="list-style-type: none"> ・一級：船長 2年 ・二級：一等航海士以上 2年 ・三級：航海士以上又は 1年
		<ul style="list-style-type: none"> ・新制度（H19）以降、これまで免許を取得した人数 一級：259人 三級：72人
		<ul style="list-style-type: none"> ・H26.2以降、海技大学校に養成を一元化
		<ul style="list-style-type: none"> ・現在、東京海洋大、神戸大、海技大学校の3校が登録機関
		<ul style="list-style-type: none"> ・各水先人会を法人化
		<ul style="list-style-type: none"> ・日本水先人会連合会を設立
		<ul style="list-style-type: none"> ・上限認可届出制に移行
		<ul style="list-style-type: none"> ・三大湾内の各水先区を統合 ・5年の経過期間内（H23迄）に統合水域全体の免許を拡大
		<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの発動実績は無し